

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

5

May
2012

Vol.173



県内唯一の女子大学として、広く社会に貢献できる女性を育成しています
写真提供：学校法人 清泉女学院 清泉女学院大学（長野県長野市）

CONTENTS

- 平成24年度 私立大学等経常費補助金説明会..... 2
- 平成24年度 学校法人等基礎調査..... 3
- 事業団融資のご案内..... 4
- 平成22年度決算集計からみた高等学校の財務状況..... 6
- 資格関係の報告内容の訂正／加入者にかかる学種の適用..... 7
- 平成24年度の年金額..... 8
- 平成24年度 第1回私学共済事務担当者研修会.....10
- 平成24年度 第1回私学共済事務担当者連絡会／平成24年度生涯生活設計セミナーの開催.....11
- 積立共済年金・共済定期保険 平成24年度前期募集.....12
- 社会保障・税一体改革における年金制度改革等の動向.....13
- I N F O R M A T I O N.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

平成二十四年度 私立大学等経常費補助金説明会

助成部補助金課では、「平成二十四年度 私立大学等経常費補助金説明会」（以下、「説明会」といいます）を六月五日の東京会場を皮切りに、全国六会場で開催します。

今年度も昨年度に引き続き、一日目に入門者向けに補助金制度の説明を行い、二日目には、補助金事務責任者向けに、申請上の留意点及び二十四年度の変更点を中心とした説明を行います。

当日のタイムスケジュールや資料は、電子窓口で案内しますので、ご確認ください。

説明会の対象者及び内容は次のとおりです。

一日目 「補助金制度の概要と事務の流れ」（入門者向け）

■主な対象者

補助金事務の経験年数が浅い担当者（おおむね三年以内）や補助金事務担当者以外で申請書類作成に関係する者

■主な内容

補助金制度の概要や申請事務の流れ等の基礎的な内容について、事例等を使って説明します。

- ① 制度の概要
- ② 補助金事務の基本的な流れ（調査票提出から実績報告まで）
- ③ 調査票と補助金の関係（実際の調査票を例に）
- ④ 会計検査院の実地検査の概要

二日目 「申請上の留意点と平成二十四年度の変更点」（補助金事務責任者向け）

■主な対象者

補助金事務責任者を含む担当者

■主な内容

文部科学省私学助成課が私立大学等の振興方策の現状や、直接補助（耐震化・施設装置・設備及び教育研究活性化設備）についての説明を行った後、私学事業団から補助金申請上の留意点や、会計検査院の実地検査の状況等を中心に説明します。

1 一般補助

- ① 申請上の留意点
- ② 平成二十四年度の変更点

2 特別補助

- ① 申請上の留意点
- ② 平成二十四年度の変更点

3 会計検査院の実地検査

- ① 平成二十三・二十四年の検査状況
- ② 過去の不当事項事例

※両日とも会場内に「相談コーナー」を設けます。

会場での資料配付は行いませんので、ご参加いただく方は、お手数ですが事前に電子窓口にて資料を出力のうえ、ご持参ください。資料の掲載日については、別途ご案内します。

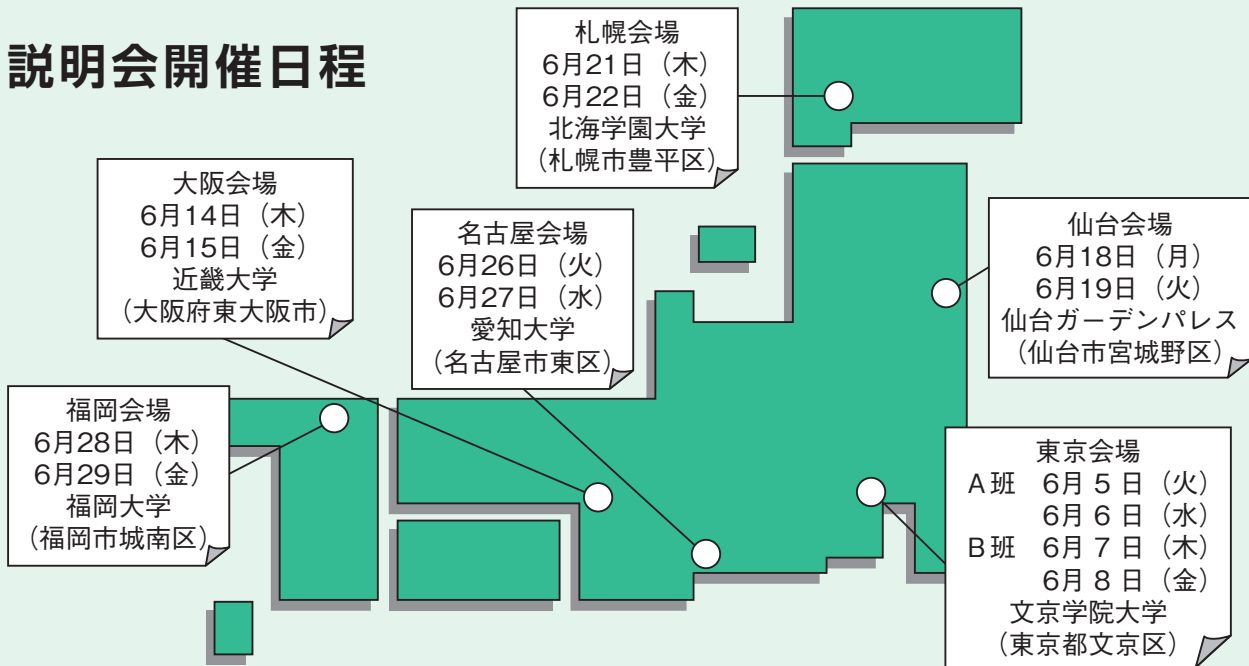
問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎ 〇三(三三三三〇)七三〇〇〜七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

説明会開催日程



平成二十四年度

学校法人等基礎調査

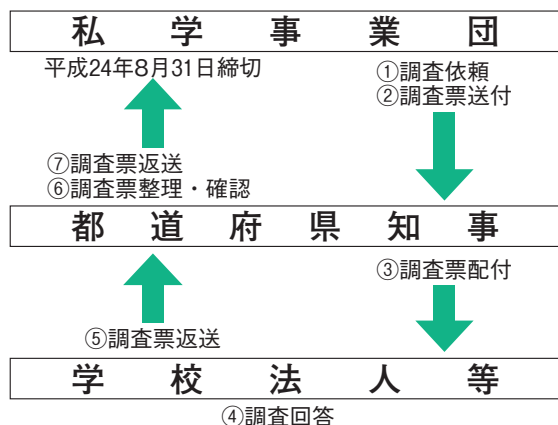
～ホームページの調査様式をご活用ください～

学校法人等基礎調査は、特別支援学校・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県のご協力を得て実施しています。なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途に調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

この調査は、私学事業団の私学データバンク構想によるデータの一元化の一環として、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成十一年度から本事業団が引き継いだものです。本年度も引き続きご協力をお願いします。

なお、集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、ご協力いただいた学校法人等にご活用いただいています。

※『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人が設置する幼稚園、専修学校、各種学校のデータを集計しています。



2 調査票の配付・提出の手順

1 調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用いたしません。

3 調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の様式、記入例、説明書を、本事業団のホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出の流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成二十四年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に提出
(都道府県の定めた期限までに提出をお願いします)

提出される調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもの、また都道府県から送付された調査票へ記入したもののどちらでも構いません。いずれの場合も、都道府県への提出は紙媒体でお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 〇三（三三三）七八四〇～七八四三
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

基礎調査票eマネージャ、私学データ作成システム等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいております、基礎調査票eマネージャ、私学データ作成システム、電子窓口などの私学サーバファームの利用可能時間については、原則終日となっています。

ただし、月曜日が祝日等で休日の場合は、土曜日の正午から火曜日の午前九時までの間は休止させていただきますのでご注意ください。

事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。原資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資金等です。本事業団融資は、①長期資金（据置期間を含めて最大20年）、②固定金利（償還完了まで契約時の金利を適用）、③元金均等償還（償還の進行に応じて確実に元金が減少）を特長とします。

今月号では、本事業団融資の概要をご案内します。

事業団融資のチェックポイント

1	資金計画	事業費の20%以上の自己資金（負債の伴わないもの）が必要です。
2	融資上限額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定…法人の正味資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30%－事業団借入金残高 ③担保査定…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内）
3	金利・償還	契約時の固定金利です。元金均等償還です。 償還時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
4	担保物件	物上担保（土地・建物） ①評価するのは、土地のみとします。 ②評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ③抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ④事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。 ⑤担保提供された建物の火災保険に質権を設定します。
5	連帯保証人	1名以上が必要です（原則、理事長は学校法人の代表として保証人となります）。
6	契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、最低2～3か月を要します）。
7	理事会承認内容	以下について、融資申し込みの前に理事会にて承認が必要です。 ①事業団からの借り入れ ②担保物件 ③連帯保証人
8	主な申込必要書類	申込書（含償還計画） 平成23年度決算書・平成24年度予算書 学校要覧 契約書（写） 提供担保物件一覧 建築確認済証（写） 図面（平面図等） 公図 登記簿謄本 連帯保証人明細書 等

融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

お借り入れからご返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県



融資第一係
☎03(3230)7862・7863

東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府



融資第二係
☎03(3230)7864・7865

大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県



融資第三係
☎03(3230)7866・7867

FAX 03(3230)8570（融資課共通） Eメール yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）

融資の対象となる学校と事業

区 分	融 資 の 対 象 と な る 学 校	返 済 期 間	融 資 率
一 般 施 設 費	(1) 一般 〔校舎・園舎の建築事業、 校地・園地の購入事業等〕 ※1 〔新・増設〕 ※2	[20年もの] 20年 (うち据置2年) 以内	80%以内
	(2) 私立大学戦略的研究基盤整備事業	[10年もの] 10年 (うち据置2年) 以内	補助金額と 同 額 以 内
	(3) 研究高度化関連施設	[6年もの] 6年 (うち据置1年) 以内	80%以内
	(4) 次世代型学校施設整備事業 (高機能化施設の整備事業、温暖化対策事業等)	(沖縄分) 22年 (うち据置2年) 以内	
	(5) 防災(地震)対策費 (防災(地震)対策強化の改修事業)	20年 (うち据置2年) 以内	
	(6) 耐震改築事業に対する長期低利融資	5年6か月 (うち据置2年) 以内	
教 育 環 境 整 備 費	(7) 校教具等 (校教具の購入等)	10年 (うち据置2年) 以内	80%以内
	(8) 大型設備・情報技術整備等	10年 (うち据置2年) 以内	
	(9) 過疎高校 (過疎地の私立高等学校の経営に必要な資金)	7年 (うち据置3年) 以内	
	(10) 災害復旧経営資金 (東日本大震災からの復旧のために必要な資金)	25年 (うち据置2年) 以内	
災 害 復 旧 費	(11) 特別災害 〔国から激甚災害の指定を受けた 補助金対象の災害復旧事業〕	20年 (うち据置2年) 以内	補助金額と 同 額 以 内
	(12) 一般災害 (国の補助金対象以外の災害復旧事業)	25年 (うち据置5年) 以内	80%以内
	(13) 復旧特別 〔東日本大震災の災害指定を受けた 補助金対象の原形復旧事業〕	21年 (うち据置3年) 以内	補助金額と 同 額 以 内
	(14) 復旧一般 〔東日本大震災により被害を受けた 建物・校地の復旧事業((13)以外)〕	20年 (うち据置2年) 以内	80%以内
対 公 策 費 害	(15) 公害防止対策のための施設整備事業	20年 (うち据置2年) 以内	80%以内
施 特 設 費 別	(16) 一般 〔寄宿舎、国際交流施設、付属病院の 建築事業、土地の購入事業〕	20年 (うち据置2年) 以内	80%以内
	(17) 障害者利用施設 〔障害者の利用のために校舎等を バリアフリーに改修する事業〕		

※1. 一般施設費においては、融資の対象となる学校が大学院～特別支援学校の場合、要件により私立学校施設高度化推進事業として国の利子助成制度の対象となります。

私立学校施設高度化推進事業の融資金利は20年ものの金利を適用します。

※2. 表中〔●〕印の学校については、新たに認可を受け、開校・学部増・学科増・定員増等を予定している学校の事業も対象になります(一般施設費〔新・増設〕)。

※3. 専修学校・各種学校の対象となる学科・課程はホームページ (http://www.shigaku.go.jp/files/s_yushi_guide_24_03.pdf 融資ガイド5頁) をご参照ください。

平成二十二年 度決算集計からみた 高等学校の財務状況

平成二十四年三月に刊行した、平成二十三年度版「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」の集計結果から、高等学校の帰属収支差額比率及び運用資産と要積立額について取り上げました。

法人別の帰属収支差額比率（表1）

帰属収支差額比率とは、消費収支計算書の帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスであれば自己資本は充実されますが、マイナスになると自己資本を取り崩すことになり、マイナス幅が大きくなれば、資金繰りにも困難をきたすことになります。高等学校法人全体の帰属収支差額比率は、二十一年度の三・〇％から六・七％へと上昇しました。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は六四〇法人のうち二四四法人で三八・一％と、二十一年度の四一・六％から改善しました。しかし、そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の法人は四〇法人と、二十一年度の三五法人から五法人増え、

全体に占める割合は六・三％に上昇しています。

部門別の帰属収支差額比率（表2）

高等学校全体の帰属収支差額比率は、二十年度でマイナス一・七％と最低となりましたが、二十一年度では〇・六％とプラスに戻り、二十二年度においても一・九％と引き続き上昇しています。

上昇の要因は、収入の伸びではなく、支出の削減が関係しており、特に人件費を抑制して経営の改善に努めている状況がうかがえます。

運用資産と要積立額（表3）

貸借対照表より、学校法人が積み立てを必要とする退職給与引当金や減価償却累計額等の要積立額とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券など運用資産の保有状況をみたものです。

通常の財政状態であれば要積立額を超える運用資産を保有し、建物の建替え等に備えていると考えられますが、

帰属収支差額のマイナスが続く場合などは、各年度の減価償却費相当額を蓄積できないこととなります。

運用資産は横ばい傾向であるのに対して、要積立額は減価償却累計額の増加に伴い増加傾向にあるため、不足額は拡大を続けています。

まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額がマイナスになり、そのマイナス分を過去の自己資本の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の整備ができなくなり老朽化が進むほか、教育活動にも支障が生じることにもなりかねません。表3から減価償却の状況をみると、施設・設備等の老朽化が進んでいることがうかがえます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計を学校法人の経営改善・発展に向けた取り組みへの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

問い合わせ先（私学事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（三三三）七八四〇～七八四三
Eメール center@shigaku.go.jp

表3 運用資産と要積立額

（単位：法人、億円）

	年度					
	5	10	15	20	21	22
法人数	621	644	618	647	644	640
運用資産（A）	8,790	9,844	9,423	9,480	9,678	9,978
要積立額（B）	6,137	8,643	10,324	12,602	13,033	13,371
退職給与引当金	518	527	491	515	505	502
第2号基本金	1,223	1,279	1,008	866	851	826
第3号基本金	214	404	437	319	321	331
減価償却累計額	4,182	6,433	8,388	10,902	11,356	11,712
不足額（B）-（A）	△2,653	△1,201	901	3,122	3,355	3,393

（注）運用資産とは、固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金の合計額である。

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（部門別）

年度	高等学校部門				
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満
5	校	%	校	%	校
10	1,260	15.1	194	15.4	22
15	1,283	7.1	377	29.4	60
20	1,267	2.5	530	41.8	118
21	1,272	△1.7	693	54.5	176
22	1,279	0.6	625	48.9	137
22	1,244	1.9	578	46.5	125

表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

年度	高等学校法人				
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満
5	法人	%	法人	%	法人
10	621	14.4	78	12.6	6
15	644	5.9	179	27.8	25
20	618	3.2	245	39.6	33
21	647	△0.5	333	51.5	69
22	644	3.0	268	41.6	35
22	640	6.7	244	38.1	40

加入者証などの内容を確認しましたか？

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や確認通知書が届いたら、すぐに記載内容の確認をお願いします。誤った加入者証等が交付されたり誤った記録が管理されると、掛金額や給付の支給額等に影響が出てしまいます。

報告内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、**下表**を参照のうえ、速やかに訂正の手続きをしてください。

注意事項

- ①訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- ②加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- ③加入者住所の変更・訂正については、新しい加入者証等は発行しませんので、現行の加入者証住所欄を修正してご使用ください。

表 訂正や取り消しに使用する報告書

訂正等の内容	報告書名	記入例集
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 ☆ ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。	35頁
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書 ☆	36頁
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 ☆	33頁
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書 ☆	15頁
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書 ☆	17頁
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書	34頁
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書	37頁
資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	給与訂正申出書 ☆	40頁
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書 ☆	39頁
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の用紙） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が分かるものの写しを添付して提出してください。	—

※記入方法などについては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」をご覧ください。
※☆の用紙は私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/konna/dl/index.html>）からダウンロードできます。

学 種	記号
大学	A
短期大学	B
高等学校及び中等教育学校	C
中学校	D
小学校	E
幼稚園	F
特別支援学校	G
各種学校	H
私学事業団	I
高等専門学校	J
専修学校	K

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位に付番されます。

そのため、学校法人等が報告する「資格取得報告書」「所属学校等変更報告書」は加入者が所属している学校で提出してください。特に、同一法人で複数の学校を有する場合は、誤りのないよう注意してください。

なお都道府県からは、学種に応じた長期給付掛金率に対する補助金（都道府県によって対象となる学種や補助率が違います）を受けています。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した際は、補助金に影響があるため、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正等の手続きを行ってください。

加入者にかかる学種の適用

業務部 資格課

平成二十四年度の年金額

四月分(六月定期支給期)より〇・二%の引き下げ

年金部 年金第一課

総務省発表の平成二十三年平均の「全国消費者物価指数」(以下「物価指数」といいます)が対前年比でマインス〇・二%となったことに伴い、二十四年度の年金額は、〇・三%の引き下げとなりました。

現在の年金額(特例水準)は、過去の物価指数の下落を年金額に反映していないことなどにより、十六年法律改正による年金額(本来水準)よりも特例により高い水準の年金額となっています。

そのため、この特例水準の年金額は、物価指数が直近の年金額改定の基となる物価水準(二十二年の物価指数＝一〇〇・〇)を上回っている間は据え置くこととされ、下回った場合には、その下回った分だけ引き下げることとされています。

二十三年の物価指数が九九・七となり、二十二年の物価指数である一〇〇・〇を〇・三%下回ることとなったことにより、二十四年度の特例水準の年金額も〇・三%引き下げられることとなりました。

なお、本来水準の年金額は、原則名目手取り賃金や物価指数の変動率などによって改定されますが、二十四年度は物価変動率により改定されることになりました。これにより、本来水準の年金額も〇・三%の引き下げとなりました。

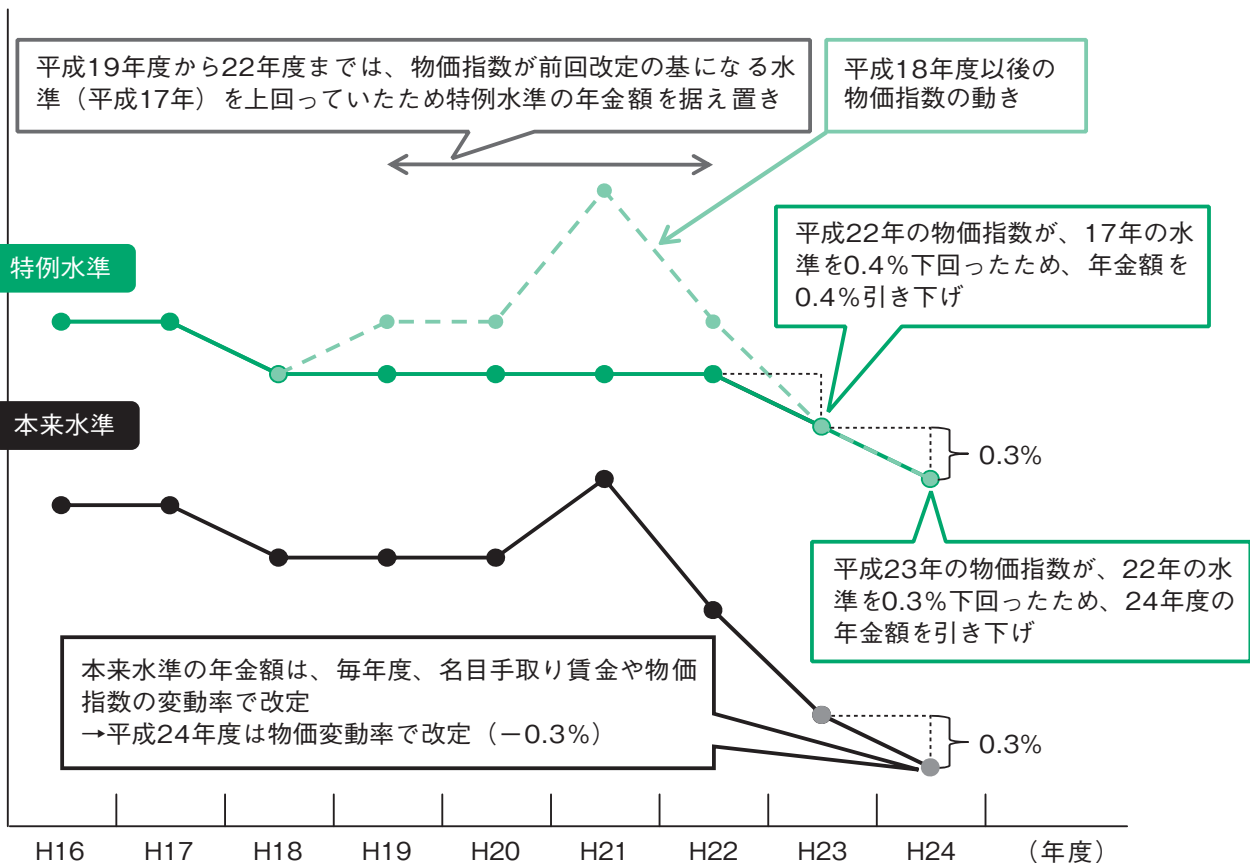
今後、物価や賃金の上昇などにより、本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が実際に決定される年金額になります。

▼新共済法による年金の額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します。

なお、給与比例部分、職域加算部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間により異なります。

【次頁表①】



また、加給年金額や最低保障額などについても【表②】のとおり改定されました。

なお、旧共済法による年金の額についても、同様の改定が行われています。

▼改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、「改定通知書」等により、年金受給権者本人あてにお知らせします。

また、改定後の年金額の支給は、六月定期支給期（四・五月分）からとなります。

※ 今回の年金額改定による「改定通知書」等は、改定処理時点で私学事業団が確認できている記録をもとに計算し、通知しています。
したがって、平成二十四年四月前に退職した加入者について資格喪失処理が完了していない場合には、「改定通知書」等に「在職中」と表示されている場合があります。

【表① 物価スライド率】

項 目		物価スライド率	
		改定前	改定後
定 額 部 分		0.981	0.978
給与比例部分 職域加算部分	①平成13年12月以前の加入者期間がある人	0.981	0.978
	②平成14年 1月以後の加入者期間のみの人（③～⑥に該当する人を除く）	0.990	0.987
	③平成15年 1月以後の加入者期間のみの人（④～⑥に該当する人を除く）	0.993	0.990
	④平成17年 1月以後の加入者期間のみの人（⑤又は⑥に該当する人を除く）	0.996	0.993
	⑤平成22年 1月以後の加入者期間のみの人（⑥に該当する人を除く）	1.000	0.997
	⑥平成23年 1月以後の加入者期間のみの人	1.000	1.000

【表② 新共済法による年金にかかる加給年金額等】

項 目					改定前の額	改定後の額
退職共済年金	加給年金額	配偶者			227,000円	226,300円
		特別加算額	受給権者の 生年月日	昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	33,500円	33,300円
				昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	67,000円	66,800円
				昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100,600円	100,200円
				昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	134,000円	133,600円
				昭和18年4月2日～	167,500円	166,900円
		子 2 人目まで 1 人につき			227,000円	226,300円
子 3 人目から 1 人につき			75,600円	75,400円		
障害共済年金	障害基礎年金不支給による給与比例部分の最低保障額				591,700円	589,900円
	職務上最低保障額		1 級	4,195,300円	4,182,500円	
			2 級	2,591,200円	2,583,300円	
			3 級	2,344,500円	2,337,300円	
	加給年金額（障害等級 1 ・ 2 級に限る）				227,000円	226,300円
遺族共済年金	職務上最低保障額				1,048,800円	1,045,600円
	中高齢寡婦加算額				591,700円	589,900円
	経過的寡婦加算額の計算基礎額				591,700円	589,900円

平成二十四年度 第一回
私学共済事務担当者研修会

七月十日（火）～八月二十三日（木）

広報相談センター 相談班

今年度も初任者を対象とした私学共済制度の業務内容や事務手続きなどの基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します（会場・日程等は下表参照）。詳しくは、四月分掛金納付通知書（五月中旬送付）に同封する「開催案内（参加申込書付）」又は私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp>）をご覧ください。

●参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・参加は一人一コースのみ

●研修内容

(1) 二日コース

私学共済の共済業務全般（主に資格・短期・長期）について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(2) 一日コース

私学共済制度の業務の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期の部門ごとに、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

●申し込み方法等

(1) 申込期限

開催案内の「平成二十四年度 第一回 私学共済事務担当者研修会 参加申込書」により、五月三十一日（木）【必着】までに共済事業本部へ郵送によりお申し込みください。

(2) 参加通知

参加の可否は、六月中旬に学校法人等あてにお知らせします。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース番号	実 施 日	スケジュール	定 員	研 修 内 容
札幌ガーデンパレス	①	8月 1日（水）～8月 2日（木）	2日	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	7月18日（水）～7月19日（木）	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	7月11日（水）	1日	70名	資格・短期
	④	7月12日（木）～7月13日（金）	2日	70名	共済業務全般
	⑤	7月24日（火）	1日	70名	長 期
	⑥	7月25日（水）～7月26日（木）	2日	40名	共済業務全般
	⑦	8月 8日（水）	1日	70名	長 期
	⑧	8月 9日（木）～8月10日（金）	2日	40名	共済業務全般
	⑨	8月20日（月）	1日	70名	資格・短期
	⑩	8月21日（火）～8月22日（水）	2日	70名	共済業務全般
名古屋ガーデンパレス	⑪	7月10日（火）	1日	50名	長 期
	⑫	7月11日（水）～7月12日（木）	2日	50名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑬	7月31日（火）	1日	40名	長 期
	⑭	8月 1日（水）～8月 2日（木）	2日	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	⑮	7月24日（火）	1日	40名	資格・短期
	⑯	7月25日（水）～7月26日（木）	2日	50名	共済業務全般
	⑰	8月 7日（火）	1日	50名	長 期
	⑱	8月 8日（水）～8月 9日（木）	2日	50名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	⑲	7月18日（水）～7月19日（木）	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	⑳	8月21日（火）	1日	50名	長 期
	㉑	8月22日（水）～8月23日（木）	2日	50名	共済業務全般

平成二十四年度 第二回 私学共済事務担当者連絡会

六月四日(月)～六月二十八日(木)

広報相談センター相談班

事務担当者連絡会は、各事務担当者に最新の情報をお知らせすることを目的として
いますので、ぜひご出席ください。日頃の業務に関するご質問等も受け付けています。

●開催日及び会場等

五月中旬に送付する「開催案内」(四
月分掛金納付通知書に同封) 及び私学
共済事業ホームページをご覧ください。

●開催時間

午後一時三十分～四時

(注) 東京会場のみ

午前九時三十分～十二時

●開催内容

- 一 社会保障・税一体改革における年
金制度の改革
- 二 平成二十四年度の事業計画の概要
- 三 平成二十四年度の年金額
- 四 社会保障協定
- 五 各業務からのお知らせ

- (1) 都道府県補助金
- (2) 資格関係

- ① 「賞与等支給報告書」及び「標
準給与基礎届書」の磁気媒体に
よる報告
- ② 「標準給与基礎届書」の保険者
決定
- ③ 被扶養者資格の再審査
- ④ 加入者証等の返納

- ⑤ 加入者証等の返納

●その他

*ご出席にあたっての事前のお申し込
みは必要ありません。当日会場に直
接お越しください。

共済業務

平成二十四年度 生涯生活設計 セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、加入者の皆さんの
退職後のセカンドライフを、豊かで実
りあるものにするための一助となるよ
う「生涯生活設計セミナー」を毎年開
催しています。昨年度同様、教職員生
涯福祉財団との共催により講義と実習
を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。
多数の方のご参加をお待ちしています。

開催日・会場	募集人数
七月二十五日(水) 東京ガーデンパレス	各五十名
七月二十六日(木) 東京ガーデンパレス	
八月三日(金) 京都ガーデンパレス	
八月七日(火) 札幌ガーデンパレス	

1 対象者

加入者とその配偶者

2 時間

午前九時三十分～午後五時五分

3 参加費

- ・ 一人参加 三、〇〇〇円
- ・ 夫婦参加 六、〇〇〇円
- * テキスト代・昼食代等を含みます。

4 宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自
己負担です。

5 申し込み方法

- ① 参加者氏名(年齢) ② 加入者番号
- ③ 参加者の郵便番号・住所 ④ 自宅の
電話番号 ⑤ 所属学校名 ⑥ 学校の電話
番号・内線番号 ⑦ 希望日(第二希望
まで)を明記のうえ、ハガキ又は封
書で申し込んでください。また私学
共済事業ホームページ(<http://www.shigakukyosai.jp>)から申し込むこと
もできます。

6 申し込み・問い合わせ先

〒一六〇〇〇一
東京都新宿区南元町二三

公立共済四谷ビル 三階
一般財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部「セミナー担当」

☎〇三(五三六八)一八八二

7 申込締め切り日

六月十一日(月) 必着

* 申込者数が募集人員を超えた場合は、
抽選となります。結果は締め切り日
から七日以内にご連絡します。

* 都合によりキャンセルされる場合
は、早めに文書で連絡してください。

主催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉
財団

積立共済年金・共済定期保険 平成24年度前期募集

平成24年

10月1日加入

募集期間

6月1日（金）～6月29日（金）私学事業団必着

福祉部 保健課

■積立共済年金（つみきょう）

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）	自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職（脱退）後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職（脱退）後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

※満55歳未満で退職（脱退）した場合は、一時金だけの選択となります。

平成24年10月1日加入（今回募集）から掛金払込方法に「中途一時払」の取り扱いを開始します。

申込時期及び加入月	6月募集（10月加入）	11月募集（翌年4月加入）
口数	1口（10万円）～100口（1,000万円）までの任意の口数	
加入要件	①中途一時払は、税制適格コース・自由選択コースそれぞれに掛金積み立て（払い込み）期間中1回のみ申し込みができます。 ②中途一時払は、すでに該当コースの月払いへ加入している場合に申し込みができます。なお、自由選択コースにおいて、月払掛金を払い込み中止（全部減口）している場合、中途一時払の申し込みはできません。事前、又は同時に月払掛金の払い込み再開（最低2口以上）が必要となります。 ③制度への新規加入及び未加入のコースへの加入と「中途一時払」の同時申し込みはできません。この場合は「加入時一時払」を利用してください。	

■共済定期保険（きょうさいていき）

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みを受け付けます。

家族年金コースの加入が条件です （11月）募集は後期です	家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。（主契約です） 独身の人も加入することができます（配当金を還付 平成22年度46.26%）。
	医療保障コース 病気やケガで5日以上入院したときの保障（配当金を還付 平成22年度47.01%）
	医療費支援コース 日帰りからの入院も保障（その他手術、女性疾病にも対応）
	3大疾病保障コース がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障
	長期休業補償コース 病気やケガで長期の休職となったときの保障

学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています（配当金を還付 平成22年度46.26%）。

共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120（716）267（平日午前9時～午後5時15分）

■申し込み方法

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます（既加入者の内容変更等は後期（11月）申込期間内のみとなります）。

申し込みにあたっては、パンフレットに記載されている加入者資格（告知内容）、支給条件等を確認のうえ、手続きをしてください。

送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

共済業務

社会保障・税一体改革における 年金制度改革等の動向

企画室（共済事業本部）

政府・与党社会保障改革本部は、一月六日「社会保障・税一体改革素案」を決定し、その後、二月十七日に素案と同内容の「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。この大綱を踏まえ、社会保障・税一体改革に関する法案を第一八〇回通常国会に提出しています。本号ではそれら社会保障・税一体改革のうち、年金制度改革における法案の概要（国会提出時における内容）についてお知らせします。なお、四月十三日に閣議決定・法案提出された被用者年金制度一元化法案の概要については、本誌六月号、「レター」七月号及び私学共済事業ホームページでお知らせします。

一 平成二十四年度の基礎年金に対する

国庫負担割合二分の一の維持に必要な二兆五千億円を賄うため年金交付国債の発行や、過去物価が下がった際、年金額を引き下げずにいた特例水準（本来より二・五%高い水準）を三年間で解消することなど、国民年金法等の改正法案が二十四年二月十日閣議決定、国会へ提出されました。

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」

（一）基礎年金に係る国庫負担（二十四年四月一日施行）

平成二十四年度の基礎年金国庫負担について、年金交付国債の発行・交付により、国庫負担二分の一と三六・五%（歳出予算）の差額（私学

共済への交付分二九〇億円）を負担する。なお、年金交付国債の償還方法や財源等については、別に法律

（※）で定める。

※後述二で記載する「年金機能強化法案」

（二）年金給付水準の引下げ（二十四年十月一日施行）

現在の年金水準は過去の物価下落分（マイナス二・五%）が反映されていないことから、これを三年間で解消するため、二十四年度は十月分から〇・九%引き下げる。

二 公的年金制度の最低保障機能の

強化のため、低所得者の老齢基礎年金の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止や受給資格期間の短縮を

行うとともに、産前産後休業期間中の保険料免除、短時間労働者への被用者年金の適用拡大のほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定財源確保が図られる年度を定める国民年金法等の改正法案が二十四年三月三十日閣議決定、国会へ提出されました。

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（年金機能強化法案）

（一）最低保障機能の強化等（二十七年十月一日施行）

① 低所得者等の年金額の加算（一定所得以下の老齢基礎年金の受給者について、月額六千円と免除月数の六分の一に相当する額を加算。これに合わせて障害・遺族基礎年金についても加算）

② 受給資格期間の短縮（将来の無年金者の発生を抑制するため、受給資格期間を二十五年から十年に短縮）

③ 高所得者の年金額の調整（最大で基礎年金の二分の一を支給停止）

（二）遺族基礎年金の男女差解消（父子家庭にも遺族基礎年金を支給）（二十六年四月一日施行）

（三）産休期間中の保険料免除（育児休業期間に加え、産前・産後休業期間の保険料も免除する）（公布日から二年以内施行）

業期間に加え、産前・産後休業期間の保険料も免除する）（公布日から二年以内施行）

（四）短時間労働者に対する厚生年金等の適用拡大（非正規労働者に社会保障を適用し、セーフティーネットを強化する等のため、一定の条件（※）に該当する短時間労働者に厚生年金等の適用を拡大する）（二十八年四月一日施行）

※①所定労働時間が週二〇時間以上②月額賃金七・八万円以上③同一事業所の勤務期間一年以上④学生は適用除外⑤勤務する事業所の従業員数（現行の適用基準による被保険者数）が五〇人以上

（五）年金交付国債の償還（償還方法を二十六年度から原則として二十年間の均等償還とし、財源は消費税収とする等）（公布日から施行）

（六）特定年度の定め（基礎年金国庫負担割合二分の一を維持するための安定財源の確保が図られる年度を二十六年度とする）（二十六年四月一日施行）

なお、この法案の概要については、「レター」五月号及び私学共済事業ホームページにも掲載していますので併せてご参照ください。



〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号を
 お手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは**5月25日(金) 必着**です。

締め切り間際での送付については、送付誤りのないよう必ず下記の貯金関係書類送付先をお願いいたします。

〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号

私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申込締め切り日は**6月1日(金) 必着**です。各コースとも募集人員(30名)を超えた場合は抽選となります(**先着順ではありません**)。

詳しくは、本誌4月号又は私学共済事業ホームページをご覧ください。 **【保健課】**

無効の加入者証等回収と返納のお願い

加入者(任意継続加入者も含む)の資格喪失や被扶養者の取り消しなどに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は必ず返納してください。特に任意継続加入者になる人への周知をお願いします。

①加入者証等を紛失により返納できないときは「加入者証等返納不能届書」を提出してください。

②加入者証等の返納が確認できない場合、該当の学校法人等又は任意継続加入者に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入のうえ返送してください。

※加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、注意してください。 **【資格課】**

磁気媒体による標準給与基礎届(定時決定)の報告を希望するとき

私学共済事業ホームページの「磁気媒体作成機能操作説明書」等を使用して作成してください(「事務担当者コーナー」→「磁気媒体での申請」)。このプログラムには、学校法人等で作成した磁気媒体の仕様に不備がないかチェックする機能を導入しています。提出する前に、作成した磁気媒体を必ずチェックし、送付状及び必要事項を記載したラベルを磁気媒体に添付して提出してください。磁気媒体で報告すると、翌年から従来の用紙は送付しません。磁気媒体による報告を取り止める場合は、文書により申し出てください。 **【資格課】**

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月18日(金)に学校法人等あてに送付します。該当する加入者の皆様に配付をお願いします。

※対象となる加入者は、4月1日現在50歳以上で加入者期間(任意継続加入者期間を除く)を通算して25年以上有する人です。 **【保健課】**

私学共済ブック[2012]〔保健・宿泊編〕、「レター」5月号等の送付

「私学共済ブック[2012]〔保健・宿泊編〕」、加入者向広報「レター」5月号等を5月下旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は、4月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む)となります。不足の場合は、広報班まで連絡してください。 **【広報班】**

5

月の共済業務スケジュール



1日(火)	掛金 3月分納期限 掛金 3月分掛金口座振替(自振校のみ)
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 4月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 6月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金 4月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	貸付 6月22日送金申し込み締め切り 掛金 4月分納期限

6

月の共済業務スケジュール



1日(金)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 5月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

人事異動

職員〔 〕内は前職
◆運営審議会委員
 再任 黒田 壽二
 (平成24年3月1日付)

◆役員等
 理事(非常勤)
 再任 佐久間 勝彦
 (平成24年4月1日付)
 参与
 再任 猿渡 秀樹
 (平成24年4月2日付)

◆本部職員(平成24年4月1日付)
 監査室長 天白 則彦
 [システム管理室参事(助成システム)]
 数理統計室長 塩 飽 勲
 [監査室長]
 財務部次長(企画室次長兼任)
 谷地 明弘
 [融資課長]

企画室参事(共済業務担当)
 古川 和美
 [資格課長]
 総務部参事(人事担当)
 野田 文克
 [人事課課長補佐]
 監査班長 酒井 浩二
 [契約課長]
 経理第二課長 村上 恵三
 [総務課課長補佐]
 契約課長 天野 美佐子
 [経理第二課課長補佐]
 システム管理室参事(助成システム)
 鈴木 祐二
 [契約課課長補佐]
 経営支援室長 菊池 裕明
 [文部科学省出向]
 融資課長 中山 正之
 [融資課課長補佐]
 審査・管理室長
 飯田 公七
 [私学経営情報センター参事]

寄付金課長 佐藤 周
 [総務部参事(人事担当)]
 資格課長 和気 広房
 [広報班長]
 短期給付課長 宅間 裕子
 [相談班長]
 年金第二課長 麻賀 昭和
 [宮城会館館長]
 管理課長 千本 英治
 [企画室参事(共済業務担当)]
 広報班長 宇山 悟
 [経理第二課長]
 相談班長 櫻井 星二
 [年金第二課長]
 文部科学省出向
 田辺 和秀
 [経営支援室長]
◆会館(平成24年4月1日付)
 宮城会館館長 笠原 昌俊
 [管理課長]

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等あてに送付しています。個人の購読の希望についてはお受けしていません。
 限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、ホームページ(http://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm)にも掲載しております。

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

学校法人基礎調査の提出について
ご協力をお願いします

5月15日(火)提出締切(大学法人・短期大学法人・
 高等専門学校法人)

- ①学校法人の概要関係
- ②学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(大学等部門)

5月31日(木)提出締切(大学法人・短期大学法人・
 高等専門学校法人)

- ①大学等専任教職員個人票関係(大学等部門)
- ②入学試験区分別入学志願者等学生数関係
- ③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(高等学校等部門)

- ④学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金(高等学校等部門)
- ⑤役員数・役員個人票
- ⑥編入学及び通信教育に係る学生等数
- ⑦教員・職員数
- ⑧土地・建物面積等

※詳しくは、平成24年度学校法人基礎調査「操作マニュアル・入力要領」(4、5ページ)をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7840~7843
 Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

兼六園の観光に最適な金沢宿泊所「兼六荘」



徽軫灯籠 (写真提供: 金沢市)



金沢城 (写真提供: 金沢市)



夕食 (イメージ)

金沢宿泊所「兼六荘」は、日本三名園として知られる兼六園や金沢城公園の徒歩圏にあり、観光に最適です。好天に恵まれることの多い5月は、兼六園の徽軫灯籠（ことじとうろう）が新緑に映え、金沢城の白い鉛瓦（なまりかわら）が澄みきった青空に鮮やかなコントラストを描きます。

加賀料理堪能プラン

1泊2食 1名様 10,500円

加賀百万石の文化が育む金沢の郷土料理をご堪能いただけるプランです。

- 上記料金は、ツインルーム使用時（2名1室）の1名様分の料金です。
- シングルルームご利用の場合は、上記料金に1,000円の割増をさせていただきます。

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅前バスターミナル⑦⑧⑨番乗り場から北鉄バスで「南町」下車、徒歩3分)
<http://www.kenrokusou.com>

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成24年5月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業並びに校 (園)地の買収事業等	1.7	1.0	0.7
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.8	1.1	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.0	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金据置・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

なお、融資のご案内（4、5ページ）も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp



清泉女学院大学

大学(人間学部)、短期大学(幼児教育科、国際コミュニケーション科)を設置し、自分の可能性を最大限に活かし、その力を社会の福祉のために貢献できる女性を育成することを目的としています。